



# 国民健康保険税の算定方法を改正しました

●問い合わせ先 税務課 市税班 ☎(248)1114

令和3年度から適用となる個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の算定方法も改正になりました。6月中旬に納税通知書を発送予定です。届いたら内容の確認をお願いします。なお、税率の変更はありません。

## ① 基礎控除額の引き上げ



### 所得割の計算方法

所得金額(令和2年分の所得)－基礎控除額 **43万円**

## ② 保険税軽減判定基準の引き上げ

均等割と平等割の7割・5割・2割軽減判定基準について、次の部分<sup>※1</sup>が改正されました。

| 軽減の区分 | 軽減判定の所得   |
|-------|---|
| 7割軽減  | 加入世帯の所得の合計額が <b>43万円</b> ＋ <b>10万円</b> ×(給与所得者等の数－1) <sup>※1</sup> 以下の場合  |
| 5割軽減  | 加入世帯の所得の合計額が <b>43万円</b> ＋28万5千円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数 <sup>※2</sup> )＋ <b>10万円</b> ×(給与所得者等の数－1) <sup>※1</sup> 以下の場合 |
| 2割軽減  | 加入世帯の所得の合計額が <b>43万円</b> ＋52万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数 <sup>※2</sup> )＋ <b>10万円</b> ×(給与所得者等の数－1) <sup>※1</sup> 以下の場合   |

※1 給与所得者等(一定の給与所得を有する人と公的年金等の所得を有する人)が2人以上いる世帯は10万円×(給与所得者等の数－1)を加算する。

※2 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行され国保の資格を喪失した人で、国保資格喪失後も継続して同じ世帯に属する人(国保喪失日に国保世帯主であった人は、引き続き国保の世帯主、擬制世帯主であることが要件)のこと。

注：65歳以上は、公的年金控除15万円を適用する。



# 令和3年度の固定資産税について

●問い合わせ先 税務課 固定資産税班 ☎(248)1114

## 本年度は評価替えの年

土地や家屋についての固定資産税は、適正な評価をもとに決定されるため、3年毎に評価額(資産価値)を見直すことになっています。これを評価替えといい、令和3年度は評価替えの年となります。

### 評価額が上がっても税額は据え置き

通常は、評価替えなどにより土地の評価額が上がれば税額も増加します。しかし、新型コロナウイルス感染症の負担軽減策の一環として、地価の上昇によって評価額が上がる土地は、令和3年度1年限りの特例で税額が据え置かれ、令和4年度からの増額となります。

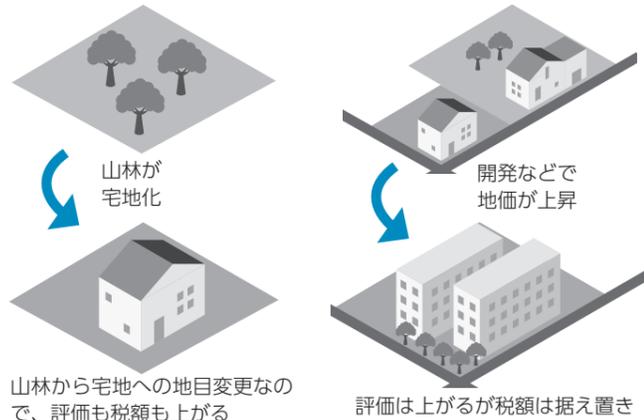
### 据え置きとならない場合も

税額が据え置きとなるのは、あくまでも地価の上昇によるもののみとなります。そのため、山林から宅地など、地目が変わった土地や、住宅用地の特例が外れた土地などは、通常通り本年度から税額が上がります。

### 一度ご確認を

令和3年度の納税通知書は6月上旬に発送予定です。届いたら内容の確認をお願いします。また、事前に評価額を知りたい人は、

は、税務課で閲覧することも可能です。



4月号4ページ下段に掲載していた固定資産税台帳を縦覧・閲覧できますの記事の、表の左列2行目について次のとおり誤りがありました。訂正し、お詫び申し上げます。  
誤「免税点未満により課税が発生しない人」  
正「免税点未満により課税が発生しない人」

## 免除制度があります



# 退職(失業)による国民年金保険料の特例免除制度

●問い合わせ先 保険年金課 ☎(248)1275

厚生年金に加入していた人が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、国民年金の第1号被保険者になる手続きを行ない、保険料を納めることとなります。

保険料を納めることが経済的に困難な人には、申請をすることで保険料の納付を免除される制度があり、退職(失業)した年の翌々年の6月までの期間について、特例免除制度を利用できます。(退職には自己都合退職も含まれます)この特例免除では、通常は審査の対象となる本人の所得を除外して審査が行なわれず。

また、被扶養配偶者だった人も、配偶者が特例免除に該当すれば、同時に免除申請をすることによって、免除が認められることになっています。

ただし、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

### ▼手続きに必要なもの

①年金手帳など基礎年金番号が分かるもの、またはマイナンバーが確認できる書類

②失業を確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)

### ▼申込場所

保険年金課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、須屋支所、泉ヶ丘支所

### 保険料の免除・猶予期間がある人へ追納をおすすめします

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合には、保険料を全額納めた時よりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができる追納制度があります。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せられます。

### ▼申込場所

熊本西年金事務所 ☎(355)3261

## 健康診査はじめる健康づくり



# 健康診査を受診しませんか

●問い合わせ先 健康づくり推進課(ウィーブル内) ☎(248)1173

## 自覚症状が出にくい生活習慣病

生活習慣病は、初期では自覚症状が出ません。高血圧、高血糖、脂質異常症、腎臓の機能が低下するなどの自覚症状が出始めるのは、動脈硬化が75%90%ほど進行した頃で、心筋梗塞や狭心症、脳梗塞を起こす恐れがある危険な状態です。

## 健診で動脈硬化の状態確認を

症状が出ないうちに健診で早めに異常に気付く、食事などの生活習慣を改善することで、生活習慣病を発症するリスクを小さくできます。年に一度健診を受診し、体の変化を見落とさないようにしましょう。

対象の人には下記の日程で案内を郵送しますのでご確認ください。

新型コロナウイルス感染拡大により健診が中止になる場合もありますので早めに受診してください。



| 健診種類   | 生活習慣病健診                              | 特定健診         |                 | 後期高齢者健診         |
|--------|--------------------------------------|--------------|-----------------|-----------------|
| 対象年齢   | 26歳～39歳                              | 40歳～74歳      |                 | 75歳以上           |
| 対象者    | 合志市国民健康保険加入者<br>加入の社会保険で健診を受ける機会がない人 | 合志市国民健康保険加入者 | 社会保険加入者         | 後期高齢者医療(合志市)加入者 |
| 料金     | 1,500円                               | 1,500円       | 加入の保険者に確認してください | 800円            |
| 受診方法   | 集団健診                                 | 集団健診<br>個別健診 |                 | 集団健診<br>個別健診    |
| 問い合わせ先 | 健康づくり推進課                             |              | 保険証記載の保険者       | 健康づくり推進課        |
| 案内送付日程 | 4月下旬頃                                | 4月下旬頃        |                 | 4月下旬頃           |

※健診は、空腹状態(できるだけ10時間以上飲食しない)で受診してください。